

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.6.3	移転・改称	変更前	郵便局	005830	東大和清水郵便局	-	東京都東大和市清水6-1190-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	005830	東大和リビングテラス郵便局	-	東京都東大和市清原1-1213-7	-	○	○	○	○	○	-	
R6.6.3	移転	変更前	営業所	627450	椿泊簡易郵便局	○	徳島県阿南市椿泊町東45-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	627450	椿泊簡易郵便局	○	徳島県阿南市椿泊町東54-1	-	○	○	×	○	○	-	
R6.6.3	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	768160	新戸町簡易郵便局	○	長崎県長崎市新戸町3-18-14	-	○	○	×	○	○	-	
R6.6.3	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	908060	江別あけぼの簡易郵便局	○	北海道江別市あけぼの町31-4	-	○	○	×	○	○	-	
R6.6.5	契約解除	変更前	営業所	538130	西郷有木簡易郵便局	○	島根県隠岐郡隠岐の島町有木無11-7	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.6	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	847680	柳田簡易郵便局	○	青森県西津軽郡深浦町柳田宮崎69-18	○	○	○	×	○	○	-	
R6.6.10	移転	変更前	郵便局	411880	有真香郵便局	-	大阪府岸和田市土生滝町414	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	411880	有真香郵便局	-	大阪府岸和田市土生滝町426-1	-	○	○	○	○	○	-	
R6.6.17	移転	変更前	郵便局	413460	平野加美南郵便局	-	大阪府大阪市平野区加美南5-6-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	413460	平野加美南郵便局	-	大阪府大阪市平野区加美鞍作3-9-21	-	○	○	○	○	○	-	
R6.6.17	移転	変更前	郵便局	430930	佐野郵便局	-	兵庫県淡路市佐野1655-5	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	430930	佐野郵便局	-	兵庫県淡路市佐野1652-11	○	○	○	○	○	○	-	
R6.6.24	移転	変更前	郵便局	241410	坂本郵便局	-	岐阜県中津川市千旦林1467-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	241410	坂本郵便局	-	岐阜県中津川市千旦林1407-4 26街区5	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6. 6. 29	契約解除	変更前	営業所	847400	毘沙門簡易郵便局	○	青森県五所川原市毘沙門中熊石254	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- 注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。
 2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。
 3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。
 4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。
 5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。